

令和6年度 第2回  
女性も男性も輝くTOKYO会議

(令和6年度第2回)

令和7年2月18日

生活文化スポーツ局

(午前10時30分 開会)

○宮本男女平等参画担当部長 それでは、定刻となりましたので、これより令和6年度第2回の女性も男性も輝くT O K Y O会議を開会いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。東京都男女平等参画担当部長の宮本でございます。皆様におかれましては、日頃より男女平等参画推進、女性の活躍推進に都と連携して取り組んでいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

議事に先立ちまして、何点かご連絡を申し上げます。

本日の会議はオンライン会議で実施いたしております。ご発言の際は、座長の指名を受けてからお願いいたします。また、ハウリングや雑音防止のため、ご発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。

会議の途中で画面が映らないですとか、音声聞こえないといった問題が生じた場合には、一旦会議からご退出いただきまして再入室をお願いいたします。再入室をされても改善しない場合には、恐れ入りますが、事務局に電話連絡をお願いいたします。

次に、画面上の委員一覧をご覧ください。

本会議の委員につきましては、昨年9月3日付で2年間の任期でお願いをし、委嘱いたしております。お一人ずつご紹介すべきところですが、恐縮ですが、時間も限られておりますので、ご覧いただいている出席者名簿にてご紹介に代えさせていただきます。

なお、本日の会議には、事務局以外にも子供政策連携室、総務局、福祉局、産業労働局が参加いたしております。

次に、本会議の公開・非公開についてご案内いたします。

本会議は、要綱の第10によりまして、原則公開で行うものと定めてございます。

また、同じ規定により、議事録は全文、氏名入りで、ホームページで公開したいと考えてございます。事務局で作成いたしました議事録(案)を、後日、発言者の皆様にご確認いただきます。

個人情報に係る事項がありました場合には、発言者と座長とご相談して対応し、最終的な確認は、座長にご一任ということにさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、議事の流れについてご説明します。

議事の1、東京都配偶者暴力対策基本計画の取組状況について、これについては事務

局及び関係局からご説明いたします。議題の2、東京都女性活躍推進計画の取組状況については、一部の計画外の事項も含まれておりますが、平成6年度における男女平等・女性活躍に関する取組を事務局及び関係局からご報告いたします。議題の3、意見交換です。意見交換では、委員の皆様からご発言いただければと存じます。

それでは、議事に入らせていただきます。

ここからは昨年9月の第1回会議におきまして、座長に選任されました、鹿嶋座長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○鹿嶋座長 鹿嶋です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本会議の公開についてですが、本日の議題につきましては、このまま公開で進めて問題ないと思いますが、よろしいでしょうか。異議のない方はモニター越しに大きくうなずいていただけますでしょうか。

(異議なし)

○鹿嶋座長 はい、ありがとうございます。

異議なしといたします。

それでは、このままで公開を進めさせていただきます。

なお、説明に対するご意見、ご質問がある場合は、後ほどの意見交換の際にご発言ください。ご質問等への回答は、意見交換の後、事務局よりまとめてお願いしたいと思っております。

では初めに、T O K Y O会議について、事務局より説明をお願いします。

○平澤男女平等参画課長 それでは、T O K Y O会議につきまして、男女平等参画課長の平澤から説明をさせていただきます。

今、画面に投影しております資料は、前回第1回の会議でも説明した資料となります。

この会議は、令和5年度より、東京都男女平等参画推進総合計画の達成状況の把握や、意見及び助言を行う第三者機関としての役割を持っております。

T O K Y O会議でいただいた意見は、都の各部署へフィードバックをさせていただき、今後の都の施策の検討に生かしてまいります。

説明は以上でございます。

○鹿嶋座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

次第、議題の1です。東京都配偶者暴力対策基本計画の取組状況についてですが、事

務局から説明をお願いします。

○平澤男女平等参画課長 それでは、こちらにつきましても、男女平等参画課、平澤から報告をさせていただきます。

これも第1回のT O K Y O会議でご説明したものでございますが、男女平等参画推進総合計画についての資料となっております。

詳細は割愛させていただきますが、本日のT O K Y O会議では、この資料の下段にあります、3本の柱のうちの右下の第3の柱、配偶者暴力対策であります東京都配偶者暴力対策基本計画、この計画の取組状況について主に取り扱いたいと考えてございます。

○鹿嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、東京都の取組を報告してもらいます。

まず、被害者支援、それから普及啓発の取組について、事務局及び東京ウィメンズプラザから説明をお願いします。

○平澤男女平等参画課長 それでは、引き続き平澤から報告させていただきます。

まず、配偶者暴力を取り巻く現状と課題について説明をいたします。

今、投影しております資料は、都内の各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移のグラフになります。

グラフの上から順に、相談件数の合計、2番目が区市町村における相談数。その下の青いグラフが、都の配偶者暴力対策支援センターの相談数。緑のグラフが、警視庁への相談数となっております。

全体的な傾向といたしましては、令和2年度までは相談数が増加をいたしまして、その後、横ばいの状況となっております。

令和2年度までの増加という部分に関しましては、配偶者暴力そのものの件数が増加したというよりは、区市町村や民間の相談窓口が整備されることに伴いまして、身近な地域での相談体制が整ったことで、これまで潜在してきた配偶者暴力が相談できる状況になり、顕在化した結果というふうに捉えております。

令和2年度以降、横ばいの状態ではございますが、年間6万件の相談ということで、件数自体は高止まりをしておりますので、引き続き被害者の支援が必要な状況であると認識しております。

続きまして、都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護の推移について説明をいたします。

左側のグラフは、都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護の件数の推移でございます。母子及び単身それぞれの件数を記載してございます。一時保護の件数は、平成27年度をピークに、徐々に減少しており、母子、単身ともに減少しておりますが、特に母子の一時保護が減少しているという状況でございます。

右側のグラフは、これは一時保護後の退所先別の件数を表しています。比較的比率の高いものは、この四角で囲んでおります、母子生活支援施設、宿所提供施設、帰宅、この三つでございます。これらを合計すると全体の4割を占めるという状況になってございます。

以上が現状と課題についての説明でございます。

次のスライドに移ります。

では、ここからこの配偶者暴力に対する主な取組をご説明させていただきます。

先ほどの現状・課題に対する都の取組として、被害者支援、普及啓発、そして東京都配偶者暴力相談支援センターにおける取組の三つに分けて説明をさせていただきます。

まず1番目の被害者支援ですが、現状・課題でご説明させていただきましたとおり、配偶者暴力の相談は、都民にとって身近な区市町村や民間団体の相談機関の存在が非常に重要となります。

都では、このような民間団体等に対する助成を行うことで、地域社会におけるセーフティネット機能の強化を図っております。

では、具体的な取組として、まず東京ウィメンズプラザから説明をいたします。

○大塚所長 東京ウィメンズプラザ所長の大塚と申します。私からご説明させていただきます。

まず、東京ウィメンズプラザの配偶者暴力防止等民間活動助成事業についてご紹介いたします。

こちらは配偶者暴力、いわゆるDV防止などを目的とした民間団体の自主的な活動を支援することを目的としております。

2つのメニューがございます。1つ目が、自主活動施設の安全対策等への助成です。こちらは民間団体が行うDV被害者支援、DV対策などに係る活動を支援するために、経費の2分の1を上限に助成するものとなります。

助成対象といたしましては、単独団体で行う事業（単独事業）と、複数団体で行う事業（連携事業）の2種類がございます。

単独事業では、DV被害者支援施設の安全対策、設備などの充実や、DV対策の推進に寄与する実践的普及啓発活動などに助成いたします。

連携事業につきましては、連携により、DV被害者のニーズに応じたきめ細やかな支援が可能になる被害者支援事業に対して助成を行います。

もう1つがアドバイザーの派遣です。こちらはDV防止や被害者支援などを行っている民間団体やグループに対しまして、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣するものです。来年もこちらの事業については、実施予定でございます。より多くの団体にご活用いただき、官民連携してDV防止を進めていければと思っております。

○平澤男女平等参画課長 引き続きまして、被害者支援の都の取組について説明をさせていただきます。

配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金事業になります。

先ほど説明させていただきました、配偶者暴力防止等民間活動助成事業、東京ウィメンズプラザで行っている事業に関しましては、説明のありましたとおり、施設の安全対策など団体の基礎的な取組に対し助成を行うものでしたが、この配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金は、区市町村や民間団体が行う先進的な取組に対し、交付金を支給するものになります。

対象経費は、民間シェルターの先進的な取組を促進するものの経費と、区市町村が民間シェルター等、または加害者プログラム実施団体と連携して行う先進的な取組のうち、この資料にございます①から④に該当する取組が対象となります。

1団体当たり1,000万円を上限に10分の10補助を行っております。令和6年度は4団体に支援をしております。

続きまして、都では、医療関係者のために配偶者暴力被害者対応マニュアルを作成しております。

こちらは、東京都医師会様の監修の下、配偶者暴力を疑うべき症例、被害者の状況の危険性推定のための確認例などについて、実例を交えて解説しているものでございます。配偶者暴力被害者への対応のフロー図や配偶者暴力に気づくためのチェックリストなどを掲載してございます。

このマニュアルに関しましては、公表しているものではありませんので、ご依頼をいただきましたら、病院に対してデータを送付させていただいております。医療関係者の皆様におかれましては、ぜひご活用のご希望いたします。

続いて、配偶者暴力加害者プログラム事業補助金でございます。

こちらは、配偶者暴力被害者支援の一環として、加害者に自らの暴力の責任を自覚させるプログラムを実施する団体に対して、事業費の一部を補助するものです。

この補助金は、加害者プログラムのノウハウの蓄積や共有を行うことで、加害者プログラムの質を向上させるとともに、実施主体の拡大を目指すものでございます。

1団体当たり100万円を上限に、10分の10補助を行っております。令和6年度は4団体に支援をいたしました。

続きまして、普及啓発の取組について説明をさせていただきます。

都では、配偶者暴力対策に関する普及啓発を実施しております。

1つ目が、ライトアップでございます。毎年11月12日から25日は、内閣府が設定する女性に対する暴力をなくす運動の期間となっております。都庁舎や隅田川の橋梁などをパープル・ライトアップを実施しております。今年度は都庁舎に加えまして、スポーツ施設のライトアップも実施しております。

また、2つ目の取組として、若年層に対して、デートDVに関する知識や相談窓口について知ってもらうため、デートDVカードを都内全ての高校1年生に、学校の協力もいただきながら配布をしております。

以上が普及啓発の取組でございます。

○鹿嶋座長 ありがとうございます。

続いて、東京都配偶者暴力相談支援センターにおける取組について、東京ウィメンズプラザ及び福祉局から説明をお願いします。

○大塚所長 では、東京ウィメンズプラザの大塚からご報告させていただきます。

東京都配偶者暴力相談支援センターの機能につきまして、簡単にご説明さしあげます。

東京都の配偶者暴力相談支援センターは、東京ウィメンズプラザと東京都女性相談支援センターの2か所です。

まず、東京ウィメンズプラザでは、主に男性被害者を含むDV被害者からの電話相談や面接相談、また法律家や精神科医による特別相談、そのほか区市町村における配偶者暴力相談支援センター機能の整備、また被害に遭われた方の自立のための支援や、女性相談支援員を対象とした研修、配偶者暴力を防止するための普及啓発などに取り組んでおります。

東京都女性相談支援センターにおきましては、保護命令などに係る相談や、配偶者暴

力防止法に基づく一時保護ができるといった特色がございます。

現在、東京都以外に20区に設置されております、各区市町村の配偶者暴力相談支援センターと連携しながら、東京都の配偶者暴力対策を推進しております。

続いて、東京ウィメンズプラザにおきまして、都民の皆様向けに行っている配偶者暴力対策事業についてご紹介いたします。

1つ目が、配偶者暴力防止講演会です。暴力の実態や、被害者の支援などについて正しい認識と理解を得るための機会を提供させていただくために、毎年内閣府が11月に行っております、女性に対する暴力をなくす運動の期間に合わせて開催しているものです。

今年度は11月23日にオンラインで、また12月に東京ウィメンズプラザと、八王子市のご協力をいただきまして、2か所を会場として行い、多くの都民の皆様にご参加いただきました。

2つ目は、被害に遭った方の支援として、3種類の講座を東京ウィメンズプラザで年間を通じて開催しております。

自立支援講座では、被害に遭った方が自立した生活を送るために、就労支援や心身の回復に関する情報など、被害者の皆様のニーズに合った情報を提供しております。

また子供広場では、配偶者暴力のある家庭で育ったお子さんとそのお母様を対象としまして、心の傷の回復を側面から支援するために、遊びなども取り入れながら、親子や友達のコミュニケーションの取り方などを継続して学習する機会を提供しております。

就労支援の一環として、パソコン技術の習得の機会を提供するパソコン講座も行っております。

これからも都の配偶者暴力相談支援センターとして関係各機関と連携しながら、配偶者暴力対策を強力に推進してまいりたいと思います。

○六串福祉局子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 福祉局子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長の六串と申します。

私からは、女性相談支援センターの今年度の新たな取組の一つであります、SNSを活用した相談支援事業につきまして説明をいたします。

資料の上段、背景の2点目、3点目に記載のとおり、昨年4月、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が施行され、できる限り早期に相談支援の窓口につながること、またSNS等を活用した多様な相談支援に取り組んでいくことなどの重要性につい



て、国の基本方針でも示されておりますが、都におきましても、昨年3月に策定した基本計画において、個々の状況に応じて相談しやすい方法を選択できる体制を整備することとしておりました。

こうした背景を踏まえて、昨年11月、SNSを活用した相談支援事業としまして、「女性は一とふるLINE@東京」を開始いたしました。

事業の概要と実績は、記載のとおりで、世代としましては40代の方の利用が最も多く、次に30代の方の利用が多くなっております。相談しやすい、また相談内容を振り返りやすいなどのSNS相談のメリットを生かして、個々の状況に応じた相談対応を行っております。

○鹿嶋座長 ありがとうございます。

次は、次第の2です。東京都女性活躍推進計画の取組状況の問題について議論したいと思います。

では初めに、事務局及び東京ウィメンズプラザから報告をお願いいたします。

○平澤男女平等参画課長 それでは、男女平等参画課長の平澤から、男女平等参画及び女性活躍に関して取組を報告させていただきます。

まず、東京都では、女性の活躍推進について優れた取組を行っている企業や団体、個人を東京都女性活躍推進大賞として表彰しております。

平成26年から開始した本事業は、今年度で11回目を迎え、これまで累計400件以上の応募、107件の企業、団体等が受賞をしております。今年度は過去最高の73件のご応募をいただきまして、幅広い業界から社内の取組だけでなく、社会全体にも働きかける取組が多数寄せられました。

この中から大賞3団体、優秀賞4団体、特別賞2団体と、全部で9団体の受賞が決定し、先月、小池知事出席の下、贈呈式を行いました。

2月後半より、受賞団体の取組内容をテレビやWebサイト、事例集などで紹介をさせていただきまして、女性活躍に関する取組を幅広く社会に発信してまいります。

こちらの今投影しておりますスライドは、これまでの受賞団体を業種別にまとめたものになっております。幅広い業種で、積極的に女性活躍推進に取り組まれておりまして、都として、こうした優良事例の普及に努めてまいりたいと思っておりますので、ぜひ本日ご出席の団体の皆様の中でも、ご案内、ご応募にご協力をいただけますと幸いです。

続きまして、女子中高生向けオフィスツアーについて紹介をいたします。

都では、女性の参画が少ないSTEM分野、すなわち科学、技術、工学、数学の分野での女性活躍を推進するため、企業などと連携した女子中高生向けオフィスツアーを実施し、学生の進路選択を応援をしております。

昨年の夏には、10社で実施をいたしまして、平均応募倍率が1.4倍と、大変好評をいただいております。参加者の満足度も大変高く、例えばこのイベントをきっかけに、STEM分野に興味を持てた、あるいは将来について全く考えていなかったが、今回の体験を通じてイメージを持つことができたといった感想が寄せられております。

この春には、セガサミーとスバルの2社でオフィスツアーを実施する予定でございます。現在参加者を募集しております。学生にとっても、企業にとっても、非常にニーズが高いことから、来年度は規模を拡大し、50社以上でのオフィスツアーを実施する予定としております。引き続きSTEM分野での女性活躍を推進してまいります。

○大塚所長 続いて、東京ウィメンズプラザの大塚から報告させていただきます。

東京ウィメンズプラザでは、今年度より若年女性のキャリア意識形成の一環として、女子中高生向け女子大学生との座談会を開催しております。

この事業は、女子中高生の進路選択に対するアンコンシャス・バイアスを払拭し、将来の選択肢の幅を広げることに寄与すること、さらに、若年層への女性活躍や男女平等参画推進に関する理解を促進することを目的として実施しております。

内容は、ゲストによるトークショー、女子大学生によるパネルディスカッション、女子大学生との座談会の3部構成です。

対象は、都内在学・在住の女子中高生で、定員は200名としております。8月23日に開催した第1回では、女優の谷花音さんをゲストにお招きし、パネルディスカッションには、お茶の水女子大学、東京女子大学、明治大学、東京農業大学の学生にご参加いただきました。座談会では、20大学37学部の学生約60名、女子中高生は120名が参加くださいました。

3月16日に行う第2回では、中高生に大人気の声優、村瀬歩さんをゲストにお招きいたします。パネルディスカッションには、東京大学、東京科学大学、お茶の水女子大学、早稲田大学の学生が登壇いたします。

主な参加者の声として、オープンキャンパスに行ってもここまで近距離で大学生と話すことがなかったので、すごく身近な意見が聞けてよかった。実際の大学生の話が聞けて自分の進路選択の幅を広げることができたなど、好評の声をいただいております。引

き続き、参加者の満足度が高い企画となるように努めてまいります。

なお、第2回は、3月9日まで参加者募集中のため、ぜひ対象者へお薦めいただければと思います。

○平澤男女平等参画課長 続きまして、男女平等参画課長の平澤から事業を紹介いたします。

都が実施いたしました男性の家事育児実態調査において、例えばトイレトペーパーの交換や補充など、具体的な名前はないけれども、欠かすことのできない家事、いわゆる名もなき家事に対する認知度や分担状況について、男女間で大きな差が生じていることが分かりました。そちらに関する事業でございます。

この調査では、妻が夫に分担してほしい家事は、この名もなき家事が最も多いという結果も出ております。

そこで、東京都は、名もなき家事に対する認知や理解を促進するために、昨年夏に、名もなき家事を広めるためのキャッチフレーズや、名もなき家事につける名前などを募集したところ、2,000件を超えるご応募をいただきました。

今、投影しておりますのが、これがキャッチフレーズの入選作品と「名前をつけてみた」という部分の入選作品になります。

キャッチフレーズ入選作品につきましては、人気格闘漫画「範馬刃牙」とコラボをしたPR動画を作成し、絶賛公開中でございます。

こちらのPR動画に関しましては、都庁内の表彰制度、伝わる広報大賞のグランプリも受賞をいたしました。3月末までの公開となっておりますので、ぜひご覧いただければと思います。

また、「名前をつけてみた」の入選作品につきましては、これまでテレビなどのメディアで多数取り上げられておりまして、特設サイトから、やってほしい名もなき家事ランキングやエピソードなどもご覧いただけますので、職場やご家庭で名もなき家事について話題にしていいただければ幸いです。

○鹿嶋座長 ありがとうございます。

続いて、「女性活躍の輪～Women in Action～」、働く女性の総合サポート事業について産業労働局から説明をお願いします。

○人見産業労働局総務部働く女性応援担当課長 私からは、女性活躍の輪についてご説明させていただきます。

東京のみならず、日本全体に女性活躍の輪を広げ、機運醸成を進めていくため、都庁が主体となって取り組む「働く女性」に関する事業を「女性活躍の輪～Women in Action～」の頭文字を取りましては、(WA)の取組として位置づけ、発信していくこととしてございます。

取組の第一弾イベントといたしまして、経営者の意識や職場の文化の変革を促すため、「東京女性未来フォーラム2025」を先日1月28日に開催をいたしました。

企業のトップと女性活躍・ダイバーシティ経営の推進に向けた共同宣言を行うとともに、女性登用の必要性や企業における具体的な事例を発信いたしまして、社会全体に取組を波及していくことといたします。

○産業労働局雇用就業部連絡調整担当課長の山本です。

働く女性への総合サポート事業における「はたらく女性スクエア」についてご紹介いたします。

昨年9月11日に、東京都労働相談情報センターの新しいブランチとして女性の働き方や、活躍の基盤づくりを後押しする拠点を青山に開設いたしました。

「はたらく女性スクエア」は、働く女性の総合相談窓口を開設しておりまして、女性管理職や大企業を含む企業にお勤めの方、フリーランスの方等を対象として、キャリアアップや育業との両立に関する相談等にキャリアコンサルタントやメンターなどの専門相談員が対応しております。

また、女性活躍に取り組む企業の相談にも応じております。次年度は、女性の健康課題の相談も開始する予定でございます。開館時間は、平日及び土曜日の9時から20時までであり、Webサイトから事前予約をした上で、仕事帰りや土曜日にも来所、オンラインでご相談できます。

また、ハラスメントや育児、介護等との両立といった女性の労働に関する相談にも対応しております。こちらも事前予約の上で、平日9時から17時まで、来所やオンラインによる労働相談に対応するほか、週1回、水曜日20時までの夜間相談を実施しております。電話による労働相談もできます。

そのほか、公認心理師等による心の健康相談も月2回実施し、職場における心の悩みに関する相談にも対応しております。

働く女性向けの「東京はたじょセミナー」、こちらも開催しておりまして、働く女性や女性活躍を推進する企業向けに、労働関係法や家庭と仕事の両立、メンタルヘルス等

のセミナーを開催しております。

そのほか、働く女性の職場環境整備等を推進する各種奨励金も実施しております。また、一般事業主行動計画に関する研修やキャリアアップセミナーも開催しております。

働く女性や女性活躍を推進する企業、こちらもサポートしてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上になります。

○鹿嶋座長 続いて、都庁の率先行動について、総務局から説明をお願いします。

○矢田総務局人事部職員支援課統括課長代理 続いて総務局人事部より、都庁の率先行動についてご説明いたします。

初めに、子育て部分休暇の導入についてでございます。

こちらは小学校1年生から3年生までの子供を育てる職員を対象に、勤務時間の始めと終わりに、2時間以内で取得できる休暇制度でございます。令和7年4月1日からの導入を予定しております。

これによりまして、子供の小学校入学後に仕事と育児の両立が困難となる、いわゆる小1の壁に直面する職員を支援できると考えておりまして、子供の年齢に応じた柔軟な働き方を推進することで、育児と仕事との両立を一層後押ししてまいりたいと考えております。

次に、男性育業の定着応援の取組についてでございます。

男性職員の育業取得率につきまして、都では、2025年度には90%とする目標を掲げております。この目標の達成に向けまして、プレパパ応援講座の充実や、ロールモデルの発信強化などに取り組んでおり、育業の取得を一層推進しております。

資料にグラフでお示しをしておりますが、男性職員の育業取得率、年々増加しております。昨年度には86.6%となりまして、その前年度2022年度の55.4%から大きく向上しております。

そして最後に、資料右上の都庁「Women in Action」の始動についてでございます。

先ほどの説明にもありました、「Women in Action」につきまして、都庁が率先してこのプロジェクトを拡大するため、都庁「Women in Action」を始動いたしました。

男性も女性も分け隔てなく活躍する社会の実現に向けて、職員が抱えるキャリアへの

不安や悩みに対して、よりきめ細やかに対応できる相談体制を構築するほか、昇任のタイミングを選択できる仕組みの整備など、取組を進めてまいります。

○鹿嶋座長 ありがとうございます。

最後に、育業支援事業について、子供政策連携室から説明をお願いします。

○加藤子供政策連携室（加藤課長） はい、ありがとうございます。子供政策連携室の加藤でございます。

○加藤子供政策連携室企画調整部プロジェクト推進担当課長 当室では、育児は大切な仕事という理念を浸透させ、望む人誰もが育業しやすい社会の実現に向けて気運醸成に取り組んでおります。

今年度の取組の1つとして、育業経験者から育業を後押ししてくれた同僚や上司とのエピソードを募集しまして、その中からインターネット投票を実施し、ベストエピソードを決定いたしました。約370件のエピソード、約1,400件の投票をいただいております。

このたび同僚役、田畑智子さんと、上司役、津田寛治さんにご出演いただきまして、ベストエピソードを基に動画を制作し、先週プレスにてお知らせさせていただいております。

こどもスマイルムーブメントのホームページでご覧いただけますとともに、2月25日からは、ファミリーマートの店舗内デジタルサイネージでもご覧いただけます。多くの方にご覧いただき、育業しやすい職場の雰囲気づくりへのきっかけにさせていただければ幸いです。

次に、下に記載しております、企業経営者の方や人事担当者の方に向けて、育業推進の参考としていただけるよう、デジタル版の育業応援ハンドブックを公開しております。また、ポイントを簡単にまとめた冊子版のポケットブックも制作しております。ご活用いただけますと幸いです。

○鹿嶋座長 次は、意見交換に入りたいと思います。

各団体における取組や、先に説明のありました東京都の取組に対するご意見、それからTOKYO会議の今後の方向性に対するご意見などを発言いただきたいと思います。

発言される方ですが、画面上にある手挙げボタン、手の形をしたマークを押してください。発言時はマイクをオンに、発言後はオフ、ミュートに忘れずにしてください。また発言後は、再度手挙げボタンを押して手を下げていただくようお願いいたします。

ご意見あれば手を挙げていただきたいと思います。いかがでしょうか。

では、日本労働組合総連合会東京都連合会の真島さん。

○真島委員 ありがとうございます。連合東京の真島でございます。

最初に、この会議の役割について、最初にご説明があった資料の4ページに、この会議は第三者機関の役割を果たすというふうにされています。

だとすると、年に2回の会議の中で、取組の方向性や計画の進捗状況などをもう少し掘り下げて議論したいと考えています。

できたこと、できなかったことを示した上で、次期計画策定の際に、T O K Y O会議としての提言ができるというところが1つ目です。

また、資料8ページの、都の配偶者暴力相談支援センターにおける一時保護について、退所先の件数に「帰宅」が選択肢としてありますが、一時保護を受けて、結果として帰宅を選んだ背景や分析を教えてくださいというのが2つ目です。

さらに、もう一つ質問なんですけれども、10ページの配偶者暴力民間活動助成事業の中のアドバイザーの派遣の具体的なスキームや、アドバイザーをどのような人が担っているのかについて、お聞きをしたいというところが3つ目です。

4つ目は、26ページの働く女性の総合サポート事業について、始まったばかりだとは思いますが、実績等をお聞きしたいと思います。

完全予約制であることは理解できるんですが、ちょっと立ち寄れる環境があると良いと思っています。我々団体でも積極的に告知をしていきたいと思っていますので、そういった取組を引き続きお願いしたいというところです。

最後は、これは全く資料には無く、要望なんですけれども、実は連合も選択的夫婦別姓の導入に向けて、これから院内集会を企画しております。東京都から国に対して積極的に要望していただくとともに、東京都においても、この調査・研究を行って、導入に向けて機運醸成を図っていただきたいと思います。

○鹿嶋座長 取組の方向性をもう少し掘り下げて議論したいというご意見がありましたけれども、具体的にはどの程度をお考えでしょうか。

○真島委員 色々な団体の方が参加されていますので、皆さんの得意分野を生かして、評価・検証をできると良いと思っています。

○鹿嶋座長 ありがとうございます。

○平澤男女平等参画課長 真島様のご質問に、各担当者から回答させていただきたいと思

います。

T O K Y O会議の位置づけについて、ご意見をありがとうございます。

男女平等推進総合計画に掲載された事業の取組の進捗を着実にするための第三者会議としての位置づけとなっているものでございまして、計画には非常に数多く事業がござい  
ます。

今回は配偶者暴力の柱を取り扱いましたが、各分野にフォーカスした形で事業を説明  
させていただき、意見を頂戴しているところでございます。今回いただいたご意見も踏  
まえまして、より限られた時間の中でも効果的に事業の進捗状況もご報告しながら、意  
見を頂戴できる会議の運営方法については、今後も引き続き検討してまいりたいと考  
えております。

また、一番最後にご質問いただきました、選択的夫婦別姓に関しましても、回答させ  
ていただきたいと思っております。

このテーマに関しましては、もうご存じのことかと思っておりますが、選択的夫婦別姓の実  
現については、法改正が必要なものとなってございます。東京都としては、都民の実態  
調査として、令和3年度に意識調査を実施してございまして、不便・不都合があるとい  
う状況は、都でも調査の中で把握しているところでございます。

それを受けまして、国への要望として、令和4年度から毎年度実施しておりますが、  
この不便・不都合を解消するということで議論を早急に深めて、結論を出すことを国  
に求めているところでございますので、こちらは引き続き取り組んでまいりたいと考  
えております。

○大塚所長 東京ウィメンズプラザの大塚です。ご質問をありがとうございます。

アドバイザー派遣の事業につきましては、民間団体が派遣を希望するアドバイザーに、  
都が派遣にかかる費用を直接お支払いするというもので、具体的なスキームとしまし  
ては、民間団体の企画書をこちらで審査いたしまして、助成事業の趣旨にかなっている場  
合に、アドバイザー派遣を決定する。そして民間団体の実績報告書を確認いたしまして、  
アドバイザーに直接費用をお支払いをしております。

アドバイザーは、大学教授などの有識者や相談員などの実務経験者が務めるケースが  
多いというところでご報告させていただきます。

○六串福祉局子供・子育て支援部育成支援事業調整担当課長 真島様からご質問いた  
されました、2点目の資料8、配暴センターにおける一時保護の状況について、こちらの配



暴センターの機能を、東京都におきましては東京ウィメンズプラザと女性相談支援センターで担っておりますが、一時保護については、女性相談支援センターのみの機能となっておりますので、福祉局からご回答させていただきます。

資料8ページの右側の「帰宅」のところですが、こちらの一時保護の件数年間トータル270件のうち、帰宅が32件、割合パーセンテージで11.9%となっております。

一時保護の退所先としての「帰宅」は、文字どおりですが、元々一時保護の前に住んでいらっしゃった家に戻る場合を集計してございます。もし、元住んでいた場所ではなくて、例えば実家に戻る場合などは、その隣に「帰郷」という分類があり、こちらの「帰宅」は純粹に一時保護の前にいたところに戻るというケースを集計しております。

DV加害者が別の家に移って、母子だけで元の家で生活するという場合も、全くない訳ではないのですが、むしろレアケースで、ほとんどは加害者である夫の元のところに戻るというパターンが多くなってございます。

こういった夫などからの暴力で入所し、「帰宅」で元のところに戻られるという方は、こちら資料では11.9%ですが、例年この1割台程度いらっしゃるという状況です。

基本的には、ご本人の意向に沿った形で、「やはりやり直したい」、「離婚したくない」とお考えの下、戻られるということになります。

DV被害の再発を防ぐために、退所に当たりましては、警察から夫に警告をしてもらうなど、警察にご協力をいただくような対応を取ることも多くございます。

○山本産業労働局雇用就業部連絡調整担当課長 私から「働く女性への総合サポート事業」についてご回答いたします。ご質問ありがとうございます。

まず、実績は、専門相談員が行っているキャリアコンサルタントについて、速報値は、1月末で、今1,000件超のご相談を受けてございます。

こちらの窓口は、土曜日実施しておりますので、やはり土曜日の予約が多くなっており、今現在働いている方がキャリア全般についてのご相談ですとか、キャリアチェンジといったご相談いただくことが多くなってございます。

2番目の社外メンターですが、こちらは少しスロースタートでありまして、1月末の実績は、速報値で270件ということで、オープンから徐々に増えた形にはなっております。こちら土曜日の予約が多く、また夕方の時間帯というものも比較的多くなっ

てございます。

こちらは働いている方が、仕事と育児の両立ですとか、キャリア全般、キャリアチェンジ、職場の人間関係といったようなご相談を受けるということがございます。

それから、労働相談は、一般的な労働問題、パワハラですとか、退職、労働条件といったような内容が引き続き多くなっている状況でございます。

相談については、事前予約ということでございますが、こちら写真にございます情報提供コーナーは、利用登録していただければ、予約なしで立ち寄っていただければすぐに利用することもできます。

この隣にセミナー室がございまして、2月28日に開催するセミナーの参加者を募集してございますので、ご参加をいただければというところでございます。

最後ですが、こちらは働く女性が対象ではございますが、企業の経営者様や人事労務担当者様から「女性活躍に取り組みたい」とか、「取り組んでいるがどうしたらいいか」といったようなご相談も受け付けておりますので、ぜひとも企業向けにも団体様を通じてPRしていただけると大変ありがたく存じます。

○鹿嶋座長 ありがとうございます。

次は、東京都医師会の大坪さん、お願いします。

○大坪委員 東京都医師会の大坪です。よろしくお願いします。

○大坪委員 2点あります。まず1つ目は、資料15ページの配偶者の暴力相談支援センターのことについてなんですけれども、多種多様な相談があると思いますが、相談されて対応が難しい例は、どんなものがあるのかをお聞きしたいと思います。

2つ目は、資料27ページの育業の取得についてです。こちらについては、何%の方が育業を取れたかということが、結構注目されるんですけれども、育業の質というところも見ていく必要があるかと思っています。

日本医師会の委員会の中でもいろいろ話が出たんですけれども、ご主人のほうは、中途半端な期間で育業を取ると、むしろお母さんのほうが鬱になりやすい。また、男性が長い期間の育業を取ると、今度男性が仕事復帰の不安になったりして鬱になるというようなデータも出ているようです。

なので、育業を何%取ればいいということではなくて、その先までフォローしてほしいと思っています。

育業を取る男性に対して、どういうところをポイントにすると、お母さんの助けにな

るかというところも教えるのも良いと思っています。

これもデータで出ていますが、子供の世話をしようとするよりも、子供を見ているお母さんをサポートをしてあげるほうが助かるのではないかという意見も医師会の中のアンケートや調べで出ていますので、ご参考にしていただきたいと思います。

もう1つは、28ページの育業の推進の中での同僚や上司の方のというのはあるんですけれども、もちろんこういった前向きな方もいらっしゃると思うんですが、必ず育業を取っている方の仕事を負担している方々が現場にはいるというところについて配慮が必要かと思っています。

先ほどお話に出た、女性活躍推進大賞の中でいろいろ企業の取組があるんですけれども、その中には、育業を同僚が取っている間に残された同僚で、仕事を負担している方々にポイントをあげたりとか、どうやって感謝を伝えるかというような取組がなされていたので、そういったところの配慮があると、お互い気持ちよくできると思いました。

最後に、先ほど夫婦別姓のお話がありましたけれども、私が医療業界で働いた印象ですけれども、旧姓利用については、かなりいろいろ広がってきています。

今病院内でも、結婚しても旧姓のまま仕事を続けている方も何人もいらっしゃいますし、免許も配慮いただいています。論文についても、旧姓で特に問題ないということで、かなり不便・不都合というのは減ってきています。

今、少なくとも東京都医師会については、この旧姓利用についての不満や問題というのは議論にも上がっておらず、委員会の中では、特にこれを何とかしなきゃいけないというのはない。そのぐらいに今便利になってきているということを申し添えておきたいと思います。

○大塚所長 ご質問をありがとうございます。

相談されて対応が難しい件につきまして回答さしあげます。

先ほど福祉局からもありましたが、やはり加害者と離れないケースというのが一定数ございまして、そちらについては、かなり対応が難しいところだと考えております。

安全を確保しながら、警察や区市町村など様々な関係機関と連携して、きめ細かな支援に当たっているところでございます。

○矢田総務局人事部職員支援課統括課長代理 資料の27ページに記載をいただいている点についてご指摘をいただいたと思います。先生ありがとうございます。

まず、育業の質の部分でございましてけれども、先生おっしゃるとおりで、数字だけ追

いなければいいというお話では必ずしもないと考えております。

私ども今は、2025年度までに、1週間以上の取得で取得率90%という目標を立てておりますが、これは昨年1月に、目標の再設定をいたしたところでございます。

その前は2025年度までに50%という目標を立てておりました。これを早期に達成いたしましたので、目標値を引き上げるとともに、質に着目する意味で、期間についても目標の中に盛り込んだというところでございます。

また、実際に育業するに当たって、家庭の中で役割を果たしていただけるようにという趣旨も込めて、資料にも書かせていただいておりますが、プレパパ応援講座というものを実施しております。これも今年から一部充実をしております、おむつ替えといったような実技についても学んでいただけるようなものにしております。

また、育業から復帰する際のご不安に関するお話もあったかと思っております。こちらにつきましては、現状では育業から復帰する際に受けていただける、職員向けの講座を実施しております、先生からのご示唆いただいた点も踏まえて、これらの講座、充実をさせてまいりたいと考えております。ご指摘ありがとうございます。

○平澤男女平等参画課長 夫婦別姓につきましては、男女平等参画課長の平澤から回答させていただきます。

ご意見をありがとうございます。状況として承知いたしましたので、今後の検討の材料とさせていただきます。ありがとうございます。

○鹿嶋座長 次は、東京私立初等学校協会の北山さん、よろしく申し上げます。

○北山委員 私は東京私立初等学校協会の理事ということで、この会議に参加させていただいております。

東京都の様々な取組、今回は配偶者暴力対策基本計画ということで、いろんな取組をされていることで改善に向かっていくんだろうと思いを聞かせていただきました。

私は、私立小学校の教員を長く続けておりました、包括的性教育のカリキュラムづくりも行ってきました。一昨年退職して、今は非常勤講師で勤務しておりますが、最後は和光学園という私立の学校の小学校と幼稚園の校長・園長を務めて、包括的性教育を進めてまいりました。

2年前の東京私立初等学校協会の校長研修で、小学校でこういう教育を包括的性教育を行うということの意義とカリキュラムづくりについて講演する機会もいただいております。

包括的性教育というのは、体と心、人間関係、社会とのつながりなど、いろんな角度から幅広く学ぶということで、これをずっと幼少期から行うということが、まさに配偶者間での暴力を防ぐことにつながっていくと考えております。

配偶者間の暴力を防ぐというのは、ジェンダー平等の学びが不可欠であって、それは小さいうちから行うということが大切だというふうに思っているからです。

2009年に、ユネスコなどが中心となって作られ、2018年改定されております国際セクシュアリティ教育ガイダンスは、今、国際基準となって各国で進められているのですが、我が国では十分取り組まれていません。

また、国連の子どもの権利委員会からも、包括的性教育を学校教育の中に位置づけるようにというような勧告がしばしば出されています。そういう意味でも、我が国は、性教育後進国というふうに言われても仕方がないのかと思っております。

子供たちに対して暴力のない関係性をつくる教育というのは、喫緊の課題であると思っていますので、幼児期から包括的性教育を進めるということもこれからも発信していただきたいと願っております。

○平澤男女平等参画課長 男女平等参画課長の平澤です。ご意見をありがとうございます。

包括的性教育については、大変重要な課題というふうに考えてございまして、全体の総合計画の中でもどう推進するかというところについては、引き続き議論を進めてまいりたいと考えております。ご意見をありがとうございます。

○鹿嶋座長 続きまして、公益社団法人東京都看護協会の佐川委員、よろしく申し上げます。

○佐川委員 東京都看護協会の佐川です。

今回、第1番目に東京都配偶者暴力対策基本計画の取組状況を取り上げていただいて、これから東京都の配偶者暴力が進んでいくのではないかと期待しております。

それについて、幾つか質問等がございますので、よろしく申し上げます。

まず、7ページに相談件数、15ページの東京都ウィメンズプラザの電話相談の部分に、男性被害者含むとなっているのですが、この相談件数の男女比はどのくらいかというのが1つ目の質問でございます。

といいますのは、令和5年度に内閣府が行いました、男女間における暴力に関する調査では、女性が27.5%、配偶者から暴力を受けており、男性も同様に22%を受けていると報告されており、女性だけが暴力を受けている訳ではないと言われております。

また、相談につきましても、暴力を受けても相談していない割合が女性は44.2%、男性が57.2%で、男性も相談しないという結果が出てきています。この相談をいただいた方々というのは、勇気を持って相談されている方々だと思いますが、報告の男女差はどうなっているのかというのが一つ目の質問でございます。

次に、資料の8ページには、配偶者暴力相談センターにおける一時保護の件数が記載されています。

これを見ますと、事業名が「母子生活」や、「女性の自立支援」という名称で、女性のための施策に見えます。先ほどの国の調査では、相談しない理由の5割が「相談をしたら恥ずかしい」、3割が「相談しても無駄」、「このままでも何とかなるんじゃないか」です。

このことから、暴力を受ける男性への施策があるのかというのが2つ目の質問です。

三つめが、9ページでございます。配偶者暴力に対する主な取組をととてもたくさんメニューとして出させていただいております。

国の調査と東京都の令和2年度の調査では、身体的な暴力や暴言は、暴力として認識しやすいが、監視をされるとか、「不機嫌ハラスメント」と言われる「フキハラ」、無視をするという暴力は、暴力として認識する割合が大体10%ぐらいで、暴力と認識されないことが多い状況にあります。

先ほどの先生の発言もありましたが、暴力は身体的な暴力、心理的な暴力だけではなくて、無視も含まれるということの教育ですとか、暴力を回避するための予防対策についても教育が必要なのではないかということ意見を申し上げたいところです。

もう1つ、令和2年度に東京都が行った調査では、暴力を受けても「相談する場所を知らない」と回答された方が、3割でしたので、相談の場所や、暴力を受けない、暴力とはどんなものか、暴力を受けたときにどうするかという教育が必要になると思われました。

資料12ページの医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアルですが、これは医師会の先生方が作っていただいたということで、大変良いマニュアルだと思います。医療職というのは、身体的な暴力を受けて受診された際に発見できる職種だと思います。発見した時、暴力を受けた方へのケアについて、対応のマニュアルだけではなくて、研修や教育が必要になるのではと思います。

私も前職のときには、配偶者暴力の相談を受ける機会がございました。相談を受ける

際のケアする側、支援する側の二次受傷ということも含めての対応が必要だと思いますので、そういったことも含めた研修制度のようなものがあると良いと思いました。

資料13ページの加害者プログラムはとても大事な事業であると思います。加害者については、このプログラムに乗せるまでがとても大事なところだと思いますので、プログラムに乗るまでの支援にご苦労されているのではと思いますので、そういったところも教えていただければと思いました。

資料14ページです。事前の教育について、こういったものが暴力で、それを回避するためにはどうしたらいいかという教育については、是非とも必要になると思います。もちろんカード配布というのも必要だと思います。

看護協会では、学校からの要望によって、出前講座でいのちの授業ですとか、性感染症の予防、デートDVについての講演も行っておりますので、そういった教育分野での取組というのも期待したいところだと思います。

○鹿嶋座長 ありがとうございます。

夫婦間暴力について、この8ページのデータなどは、ひょっとしたら、これは男性も入っているのかどうか、これを都庁のほうからちょっと説明してください。今の質問によると、被害者は女性だけではないんじゃないかというようなニュアンスもありましたのでね。

○大塚所長 質問いただきまして、ありがとうございます。

2023年、昨年度のDVに関する相談件数の内訳についてご報告さしあげます。

東京都の配偶者暴力相談支援センター、私どもの施設と東京都女性相談支援センターに寄せられたDV件数のうち、男性が337件、女性が6,064件と分析されていますので、ご報告いたします。

○平澤男女平等参画課長 続いて、8ページの一時保護の件数の部分なんですけれども、こちらは実際の件数は女性になっております。女性被害者ということになってございます。

これは都の配偶者暴力支援センターの対応ということで、都では、配偶者暴力センターは東京ウィメンズプラザと女性相談支援センターがあり、一時保護は女性相談支援センターが行っております。現状、都では女性のみが対象となってございまして、この件数は、女性ということになってございます。

都の取組といたしましては、男性が相談をできる環境を作ることが重要と考えており

ます。おっしゃるとおり、男性が相談をすることに、ある意味男らしさにとらわれて相談できないというような面がございますので、東京ウィメンズプラザの男性相談の窓口を普及啓発しているところでございます。男性相談の件数も少しずつ増えてきてございますので、まずは、ためらわずに相談していただける環境づくりに、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

その次にいただいた最近の暴力の傾向としまして、肉体的な暴力ではないところで、不機嫌ハラスメントという言葉もいただきましたが、私どもの東京ウィメンズプラザの相談の中でも、肉体的ではない、モラルハラスメントや経済的な暴力が以前よりも増えてきていると認識してございまして。

何が暴力かというようなところを知っていただくというところ、デートDVカードだけではなくて、例えば東京ウィメンズプラザで実施しております、若者を対象としたセミナーなども開催しており、

引き続き取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、医療向けマニュアルについて、マニュアルだけでなく、教育も必要というところでご意見を頂戴いたしました。

こちら今実施していることといたしましては、東京ウィメンズプラザは様々な関係者向けのセミナーでしたり、研修を実施しております、その中で、医療関係者向けのセミナー、講習会も実施しているところでございます。

現状年1回というところではございますけれども、いただいた意見も参考としながら、引き続き実施してまいります。

医療関係者向けの対応について、二次受傷も非常に重要なポイントかと思っておりますので、そういったところを踏まえて、引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

加害者プログラムについてもご意見を頂戴しました。加害者プログラムを提供する民間団体から事業の提案をいただいて、実施する加害者プログラムに100万円の補助を実施しているところでございます。

多くは加害者プログラムは有料で有償で提供されているんですけれども、この補助を活用して、加害者プログラムの料金を無料にする、あるいは減額をして、参加するハードルを下げ、加害者プログラムに取り組む、こういったところで補助金を申請していただく団体もございます。



そういったところに補助をするというところで、加害者プログラムの参加のハードルを下げるというところは、この補助金の中でも実施しているところをごさいますて、引き続き取り組んでまいりたいと考えてごさいます。

最後に、出前講座を実施されているという事例の中で、性教育と何がDVかというところは、先ほどもごさいましたとおり、カードだけではなく、様々な視点で知っていただく機会というのは取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○佐川委員 ありがとうございます。

○鹿嶋座長 それでは、東京都公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会の数土委員、お願ひします。

○数土委員 東京都公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会の数土と申します。よろしくお願ひいたします。

先ほどのDVの話で、みなさま、どういうことがDVかということカードを配るだけでなくて、どんどん広めていきたいということ伺ったんですけども、実際、私たちお母さん同士が話していても、夫婦間の会話でそれはDVじゃないかなと感じるようなことがあったりとか、判断が難しいところがあったりします。

そのため、こういうのがDV、こんな種類がDVとしてあるということ、みんなの目に触れるようなところに広めてくれたらうれしいなと思ひました。

それと、実際起きてからの対策というのをたくさん伺ったんですが、若年層を対象とした、もっともっと未然に防げる対策があったらいいなと感じております。

また、資料21ページ、22ページのオフィスツアーについて、とてもいい試みだと思ひます。気になったのは、高校生になると、理系・文系が分かれている年代になるんじゃないかなと思ひます。

それでしたらもっと早い段階で、理科系を好きになるような低年齢層のオフィスツアーですとか、もっと理系の職業に興味を持つような試みがありましたら、教えていただきたいと思ひます。

それから、女性の働き方ということで、働き続ける女性についての支援をいろいろ伺ったんですが、私ども幼稚園のお母さんたちとなると、一度キャリアが途切れた女性が多いんですね。その中で、もう一度キャリア形成をするためには、どのようにしたらいいかということをもう少し支援していただきたいなと願ひしております。

○鹿嶋座長 事務局のほうから回答をお願いします。○平澤男女平等参画課長 では、ご質問3点いただいたかと認識しております。

1点目のDVに関するところについて、男女平等参画課長の平澤から説明をさせていただきます。

おっしゃるとおり、何がDVであるというところの判断が難しいというところはあるというところは認識しております。

これまでDVに関する周知というところも、どこまで積極的に周知するかというところが少し悩まれるところもございましたが、先ほど紹介させていただいたパープル・ライトアップのように、もうやはり人の目を、多く広く引く形で知っていただくということが重要だというふうに考えてございます。

ライトアップですと、何のためにやっているのかなというところから知っていただいて、それをきっかけにDVについて知っていただくというようなところで、広く周知をする。あるいは当事者だけではなくて、その隣にいる方が知っていただくことで、相談に乗ったときに、相談窓口を紹介できるような、そういった社会をつくるということが重要だと考えてございます。

それが早い段階で、あるいは未然に防ぐ対策にもなっていくと考えておりますので、広く周知するというアプローチは、今後も取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○池野谷女性活躍推進担当課長 2点目のオフィスツアーについて、ご質問をありがとうございます。女性活躍推進担当課長の池野谷でございます。

高校生となると、文理が決まってくるのではないかというご意見をいただきまして、高一の頃に文理を決めるという学校さんが多いようです。

今回のオフィスツアーは、中高生向けということで、中学生のご参加も多くいただいております。高校生になって参加いただいたお子さんから、文系の科目が得意で文系を考えていたんだけど、このオフィスツアーに参加して理転を考え始めたというご意見もアンケートでいただいておりますので、高校生では遅過ぎるということはないかと考えております。

これに関連して、幼少期に向けた取組として、小学生をコアターゲットに、キッズニアと連携してアンコンシャス・バイアスに関する取組を行っております。

こちらは職業に対するアンコンシャス・バイアスを払拭しようという取組でして、女

の子だから保育士を、男の子だからパイロットをのような思い込みに気づき、小さい頃から、女の子にもパイロットができますよというようなことを認識していただくような事業も行っております。

引き続きオフィスツアーやキツザニアのアンコンシャス・バイアスに関する取組、若年層に向けた取組について、今後も継続して取り組んでいきたいと思っております。

ご意見をありがとうございました。

○数土委員 ありがとうございます。

○産業労働局雇用就業部連絡調整担当課長 山本のほうからご説明させていただきます。

私がお紹介した今日の窓口は、働き続ける女性の支援というところでご案内しておりますが、もちろん再就職を希望される方の支援も実施してございまして、セミナーやイベント等も実施しております。

窓口としましては、飯田橋と立川の「東京しごとセンター」の中に、「女性しごと応援テラス」がございまして、子育てで一旦離職し、再就職を希望する方や、ブランクが長い方の相談を受ける窓口もございまして、また機会がありましたらご紹介させていただければと思います。よろしく願いいたします。

○数土委員 ありがとうございます。

○鹿嶋座長 ほかに質問はございますでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○鹿嶋座長 それでは、この会議のコーディネーターのほうから意見をもらうようにいたします。

まず大沢委員お願いします。

○大沢委員 よろしく申し上げます。非常に様々な視点から貴重な意見が出て、私自身本当に参考になりました。特に今回夫婦間の暴力の問題について、かなりいろいろな対策が立てられているということが述べられたことは非常に重要だと思います。

いろんな方がすでにおっしゃったように、まずは、暴力が起きないようにするための取組というのが、これから重要になってくるのかなと思われました。包括的性教育の問題、そしてジェンダー平等教育の問題というのが、非常に重要になってくると思ったのが1つです。

もう1つは、子供や若者に対しての対応が必要ではないかということです。これは私自身が今性暴力のデータ分析をしているということがあるのですが、性暴力に遭った年

年齢の平均が15.1歳、4分の3の性被害が18歳未満に起きているということがございます。そういったところから、やはり社会規範の見直しというのが、今非常に重要になっていると感じております。

○鹿嶋座長 ありがとうございます。

最後に私のほうから、一言申し上げたいと思っております。

皆さんの意見からは出なかったんですが、資料23ページの名もなき家事の問題です。実は私、名もなき家事というのは、大変大きな問題だと思って、これについては、今まで議論もしてきました。

この名もなき家事も、従来は女性が担っていたんですが、最近は男性がこの分野にかなり参加してきております。男性の家事参画というのは、この名もなき家事への参画がウエートを占めると言ってもいいでしょう。

私は、男性に更に名もなき家事の問題を浸透させる必要があるとは思っているんですが、ただ、いかんせん、比重の重い家事は女性、比重の軽い、軽いと言うと失礼ですけども、ここに例のあるトイレトペーパーの交換なども女性というような状況が相変わらず続いているわけで、そのような状況下だと、多くの場面での男女間の格差はなかなか埋まらないと感じています。

今日は、皆さんの意見を聞いていて、本当に前向きな意見がかなり出てきたので、これからはそれらの問題も考えていかななくてはならないと思っております。

どの程度までそれができるのかどうかは難しいんですが、ぜひ今後とも考えていきたいと思っております。

以上をもって、本日の議事は終わりましたので、あとは、事務局に戻したいと思えます。皆さん本当にありがとうございました。

○宮本男女平等参画担当部長 鹿嶋座長、ありがとうございました。

本日、委員の皆様からいただきましたご意見は、都の関係機関で構成される推進会議におきまして共有をし、各施策の参考にさせていただきたいと思っております。

なお、東京都男女平等参画総合計画につきまして、今週を目途に令和5年度分の事業実績をホームページで公開する予定でございます。

内容について、後日、ご意見を募集させていただきますので、ご協力をいただけますと幸いです。

本日は、以上で閉会といたします。ありがとうございました。

(午後 0時2分 閉会)